

第1回 健康・医療情報の利活用に向けた民間投資の促進に関する研究会
(ヘルスケアIT研究会)
(議事要旨)

日時：平成30年2月7日(水) 17:00~18:30

場所：経済産業省本館17階 第1特別会議室

出席委員(50音順、敬称略)：石川委員、大山委員、鹿妻委員、金本委員、喜連川委員、河野委員、永井委員、山本委員(代理)、高見オブザーバー、光城オブザーバー

関係省庁：内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室、内閣官房 健康・医療戦略室、個人情報保護委員会事務局、総務省、厚生労働省

議事

1. 江崎商務・サービス政策統括調整官挨拶

2. 本研究会の進め方について

事務局から資料3に基づき説明し、了承。

3. 出席者紹介

4. 本研究会の設置目的と検討事項について

事務局から資料4に基づき説明。

5. 意見交換

- 医療分野でのビッグデータ解析やアルゴリズム開発において、
 - ・ 未来の情報を質高く収集することと、過去のノイズある情報を活用することは全く別の議論である。
 - ・ 未来の情報収集は、収集技術等の技術進歩を勘案した柔軟な方法をとるべき
 - ・ 糖尿病やがん等の患者数が一定以上存在する主要課題を解決するためのデータ活用と、ロングテール部分の課題解決のためのデータ活用については区分して議論すべき。
- 競争領域の4類型に関して、匿名情報と個人情報の区別を整理すべき。
- 介護分野のデータは非常に重要だが、データの標準化や医療情報との連結を含め、データ収集に向けてははまだ課題が多い。
- 病室等で計測する医療情報と異なり、病院外の情報に関しては適切に情報をとり続けることが難しい。
- 健康情報については、各企業が独自に集めている情報もある。すべての情報を標準化することは難しい。

- 医療以外の分野でもデータの質が完璧に整っていることはあり得ない。
- 学会の既存データを使って民間と共同で研究開発をする場合、その成果に係る権利関係をどう整理するかが複雑。調停に関するルールが必要ではないか。
- 官民プロジェクトの成果をどう民転換していくかがまだ明らかになっておらず、外に出すことができない。例えば AMED で進めているプロジェクトの成果を民間の競争力に転換する方法を議論すべき。特に他分野のプロジェクトとは異なる健康・医療分野特有の留意事項がないか整理すべきではないか。
- 医療関係者の間で無秩序に医療情報が出されたり、セキュアでない BYOD が行われていたりすることは問題ではないか。
- 上品な利活用が重要。匿名加工しているといっても、患者が望まない情報提供が行われてはならない。ただし、どのような場合が上品な利活用に当たるのか整理する必要がある。
- 医師が医療情報の収集・提供に積極的に協力するためには、情報収集・管理方法に加え、たとえ匿名加工情報であっても、情報の使途に説明責任が存在するのではないか（個人情報保護法によって定められた最低限の対応を超えた対応）。
- 特に医療データ・健康データに加え、生活環境のデータを用いる場合は、研究開始前からあらゆることを予見して実験計画を作ることは難しいのではないか。
- 健康情報と医療情報は、収集方法等の差から生じるデータの性格の差を具体的なユースケースに即して議論する必要があるのではないか。
- 個別の企業の利益のためではなく、医療分野の進歩のために研究開発を実施することを示しながら、例えば企業コンソーシアムを作りながら進めて行くことも有効ではないか。
- 民間企業が競争すべき領域と、協調すべき非競争領域があると思う。
- 次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報の活用が進むような環境整備として、利活用者の視点から何が必要か。
- データ保有者と利活用者のコミュニケーションを活性化することが必要なのではないか。
- どのようなサービスが必要かが先にあって、そのためにどんな情報が必要かを考えるべきではないか。
- まずは個人に価値のあるサービスが出てきて、そのサービスのデータを集めると公益に資する事実がわかるというのが現実的ではないか。

問合せ先： 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課
03-3501-179